



## 男女共同参画の視点

### 男性にとっての男女共同参画

「男女共同参画は女性のためのもの」というイメージを持つ人は多いのではないのでしょうか。

もともと女性の地位向上のための施策の中から生まれた言葉



ですから、このように思われることが多かったのです。しかし、本来の男女共同参画は、男性も女性も一人一人が自分の生き方を自分で選択できるものとして、誰にでも必要なものとなっています。

例えば、このような経験はありませんか。

- 育児休暇や介護休暇を取りたくても「男なのにどうして」と言われるので取りづらい
- 「男は弱音を吐いてはいけない」との思いから、誰にも悩み事を相談できない

女性だから抱える問題があるように、男性には男性だからこそ抱える問題があり、性別に関わらず悩みは存在するものです。無意識にある「男性・女性はこうあるべき」という性別に対する固定観念を変えていくことで、自分らしい生き方が見つかるのではないのでしょうか。

性別に関わりなく、誰もが生き生きと活躍できる男女共同参画社会を目指しましょう。

※くわしくは市民協働課(☎20-1507)へ。



## 消費生活相談Q&A

### 貴金属などを強引に買い取る訪問購入のトラブル

**Q** 業者から「不用品を買い取る」と電話があったので来訪を承諾しました。訪問してきた業者に不要な洋服を見せましたが、「使わない貴金属があれば見せてほしい」と言われたので、指輪を見せたところ5,000円で買い取って行きました。その後、指輪を売ったことを後悔したのですが、買い戻せるでしょうか。

**A** 法律で定められた書面を受け取った日を含めて8日間以内であればクーリングオフができ、買い戻せます。

この期間内は購入業者に物品を引き渡さないこともできるので、安易に渡さないことがトラブルを防ぐ方法の一つとなります。購入業者が事前に電話などで連絡した場合でも、消費者が事前に承諾した買い取り対象以外の物品について売却を求めることはできません。「貴金属はないか」などと当初と違う物品の売却を突然求められたときは、きっぱりと断りましょう。

また、自宅で物品を買い取る訪問購入では、購入業者は突然訪問して勧誘することは禁止されています。このような購入業者を家に入れないようにしましょう。

また、貴金属などの買取サービスを行う業者(古物商)には、

古物営業法で次のことが義務付けられています。

- 貴金属などの古物を買取るサービスを行う事業者は古物営業法の規制を受け、公安委員会の許可が必要
  - 取引の際は「古物商許可証」の携帯が必要
  - 古物商は1万円以上の古物の買い受けの際、売り主について住所・氏名・職業・年齢を確認すること、または運転免許証など本人確認できる資料の写しの交付を受けること
- したがって売却する際は必ず、購入業者に古物商許可証の提示を求めるようにしましょう。

※くわしくは消費生活センター(☎23-1161)へ。





## ジェネリック医薬品

### 切り替えて医療費を軽減

ジェネリック医薬品は、新薬の特許が切れた後に、新薬と同じ有効成分で作られた薬です。ジェネリック医薬品を使用することによって、一人一人の自己負担額が軽減されます。特徴やメリットを理解して使ってみませんか。

#### ジェネリック医薬品とは

新薬の特許期間が過ぎた後に販売される、新薬と同じ有効成分、同等の効能・効果を持った薬です。

ジェネリック医薬品の開発では、医薬品メーカーがさまざまな試験を行っています。効き目や安全性が新薬と同等であると証明されたものだけが、厚生労働大臣によって、ジェネリック医薬品として承認されます。

#### どんなメリットがあるの

新薬の開発には、長い歳月と数百億円以上の費用が必要で、薬の価格にはその莫大な開発費用が反映されています。

ジェネリック医薬品は、すでに有効性や安全性が確認されていることから、開発費用が安く抑えられます。そのため、価格が新薬と比べて3～5割程度安く、ジェネリック医薬品に切り替えることで自己負担額を減らせます。

ただし、全ての病気・新薬に対してジェネリック医薬品があ



るわけではないため、切り替えできない場合もあります。まずは医師または薬剤師に相談してください。

#### ジェネリック医薬品に関する差額通知

市では「ジェネリック医薬品(後発医薬品)に関する差額通知」を12月下旬にはがきで送付します。この通知は、現在処方を受けている薬をジェネリック医薬品に切り替えた場合に、自己負担額がどれくらい安くなるかをお知らせするものです。通知の対象は25歳以上の国民健康保険加入者で、自己負担額が一定額以上軽減できると見込まれる人です。

通知を希望しない人は、12月8日(金)までに保険年金課へ連絡してください。すでに連絡している人は必要ありません。

※くわしくは保険年金課(☎20-1526)へ。



## 国民年金のサポート

### 老後だけではありません

障がいを負ったときや一家の支え手が亡くなったときも、年金を受給できる場合があります。今回は障害年金についてお知らせします。

障害基礎年金は、国民年金加入中(加入していた人は60～64歳の期間も含む)に初診日がある病気やけがで一定の障がいを負った人に支給されます。請求は、初診日から原則1年6カ月以降(1年6カ月後が20歳未満のときは20歳以降)にできます。



障害基礎年金を受給するには、障がいの状態が基準以上であり、次の保険料の納付に関する条件のいずれかを満たす必要があります。

#### 保険料納付条件

- 初診日の前々月までの被保険者期間のうち、納付期間や免除・猶予期間などが3分の2以上あること
- 初診日に65歳未満の人は、初診日の前々月までの直近1年間に未納がないこと

初診日に厚生年金加入中であるときは障害厚生年金の対象になります。

#### 問い合わせ先

国民年金加入中	第1号被保険者	保険年金課 ☎20-1547
	第3号被保険者	ねんきんダイヤル(全国共通) ☎0570-05-1165
厚生年金加入中		ねんきんダイヤル(全国共通) ☎0570-05-1165

※くわしくは保険年金課(☎20-1547)へ。